



平成 26 年 10 月 10 日

各 位

会社名 株式会社メディネット
代表者名 代表取締役社長 伊木 宏
(コード番号:2370 東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理本部長 原 大輔
(TEL 045-478-0041)

**株主提案に対する反対意見の補足説明及び「株主提案に対する当社取締役会
反対意見の決定に関するお知らせ」の一部訂正のお知らせ**

本日付「株主総会招集許可申立事件に関する合意書の締結及び臨時株主総会の目的事項の決定に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、本日開催の臨時取締役会において、平成 26 年 10 月 29 日(水曜日)に開催する臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)の詳細を決議いたしました。本臨時株主総会に付議される当社の株主である木村佳司氏(以下「木村氏」といいます。)からの株主提案については、平成 26 年 10 月 3 日付「株主提案に対する当社取締役会反対意見の決定に関するお知らせ」(以下「10 月 3 日付反対意見プレス」といいます。)でお知らせのとおり、当社は反対意見を表明しておりますが、当社取締役会において再度検討の結果、10 月 3 日付反対意見プレスの内容に一部訂正及び追加をすることといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 木村氏が提案する取締役選任議案(第 2 号議案)に対する反対意見の一部訂正及び追加

10 月 3 日付反対意見プレス 2(2)①b.に記載の内容を一部訂正及び追加いたします。下記の訂正をご覧ください。明らかなとおり、木村氏が提案する 5 名の社外取締役候補者は、全員が当社又は木村氏とこれまで深い協力関係を有していることから、当社取締役会は、このような候補者らによる実効的な経営監視の実現には強い疑義があると考えており、10 月 3 日付反対意見プレスでお知らせしたとおり木村氏が提案する取締役選任議案(第 2 号議案)について強く反対しております(下線部が訂正部分です。)

(訂正及び追加前)

b. 5 名の社外取締役候補による経営監視の実行性に強い疑義があること

(前略)

富田氏及び和田氏は、いずれも従前から当社の顧問として当社から報酬を受け取る立場にあります。南野氏は、実兄である坂口力氏が当社最高顧問を務めています。

(後略)

(訂正及び追加後)

b. 5 名の社外取締役候補による経営監視の実行性に強い疑義があること

(前略)

富田氏は、自らが有限会社イー・シー・エスの取締役を、またその妻である富田礼子氏が同社の代表取締役を務めていますが、当社は木村氏が代表取締役であった平成 24 年 10 月から有限会社

イー・シー・エスとコンサルティング委託契約を締結しており、同社は現在も当社から報酬を受け取っております(これまでの報酬額の累計は約 240 万円になります。)。

和田氏は、有限会社ケアメディックの代表取締役を務めています。当社では遅くとも木村氏が代表取締役であった平成 15 年 6 月から有限会社ケアメディックと業務委託契約を締結しており、同社は現在も当社から報酬を受け取っております(これまでの報酬額の累計は約 3,000 万円になります。)。

南野氏は、実兄である坂口力氏が当社最高顧問を務めています。

なお、高橋氏及び富田氏は、第三者割当増資の割当てを受ける等の方法により、平成 15 年の東京証券取引所マザーズ市場への当社株式上場前に既に当社株式を保有しており、上場前から木村氏と密接な関係にあったことは明らかです。

(後略)

2. 木村氏が提案する取締役選任議案(第 2 号議案)に対する反対意見についての補足説明

(1)木村氏が当社を支配するための数合わせの提案ではない旨の説明が一切ないこと

10月3日付反対意見プレス2(2)②a.にも記載のとおり、本臨時株主総会において、木村氏が提案する取締役選任議案(第 2 号議案)は、木村氏が当社を支配するための数合わせの提案であるとしか考えられません。そこで、当社取締役会は、株主の皆様に必要な情報を提供するために、平成 26 年 9 月 25 日付で木村氏に宛てて大要以下のような質問を書面にて行いました。

- 木村氏が長年当社の代表取締役を務めてきた期間中は社外取締役の選任を提案したことはなかったにもかかわらず、本臨時株主総会において突然 5 名もの社外取締役(取締役としては合計 6 人)を提案するに至った理由は何か
- 木村氏の提案する経営体制が実現した場合、現任の三事業本部長が一度に退任することになることを踏まえ、どのような経営戦略・経営方針を持って当社を経営されることになるのかの具体的な説明
- 前川取締役が辞任した場合の、当社の研究開発、すなわち新規事業の開発を、従前と変わらない質とスピードで継続するための施策
- 取締役員数が大幅に増加すると取締役報酬の総額も増額することになるが報酬枠の変更予定の有無及びその内容についてどのように考えているのか

しかし、本日時点において、木村氏から当社取締役会に対して、一切回答がなされていません。当社の適正規模を遥かに超える数の社外取締役の選任を木村氏が突如として提案する理由について合理的な説明がなく、また、同氏が提案する経営体制実現後の経営方針について何らの説明がないことから、同氏が当社の経営に真摯に臨む意思があるのかさえ疑わしい状況と考えざるをえません。当社取締役会としては、木村氏が提案する取締役選任議案(第 2 号議案)は、木村氏が当社を支配するための数合わせの提案であるとの考えを一層強くするに至っております。

(2)高橋氏及び富田氏の上場前の当社株式の保有について

木村氏が株主提案において、取締役候補としている、高橋司氏(以下「高橋氏」といいます。)及び富田憲介氏(以下「富田氏」といいます。)は、上記 1.記載のとおり、第三者割当増資の割当てを受ける等の方法により、平成 15 年の東京証券取引所マザーズ市場への当社株式上場前に保有していたという特別な立場にあり、上場前から木村氏と密接な関係にあったことは明らかです。当社取締役会としては、木村氏とこのような密接な関係にある高橋氏及び富田氏が、木村氏が当社の経営権を再び手に入れた場合、高い独立性を有する社外取締役として実効的に経営監視をすることは

到底期待できないと考えます。なお、平成 15 年 9 月の当社の新株式発行並びに株式売出届出目論見書によれば、高橋氏の上場前の保有株式数は 160 株(新株引受権による潜在株式 80 株を含む。株式分割を加味すると現時点の 160,000 株相当)、富田氏の上場前の保有株式数は 160 株(株式分割を加味すると現時点の 160,000 株相当)¹ですが²、高橋氏は現時点では当社株式を保有しておらず、富田氏は 500 株しか保有しておりません³。

(3)木村氏が提案する取締役選任議案に当社役員規程上の定年を既に超えた候補者が複数含まれていること

当社役員規程上、取締役の定年は原則として 65 歳とされ、定年年齢を超えた役員は選任されないこととされています。このような定年制は一般的かつ合理的なものです。木村氏は、長く当社の代表取締役社長の職にあり、現在も当社の取締役ですので、当然当社役員規程を認識し、これを尊重すべき立場にあります。しかし、木村氏が提案する取締役選任議案(第 2 号議案)には、上記定年を既に超えた年齢の取締役候補者が 2 名(和田勝氏は本臨時総会開催日現在 69 歳 4 か月、富田氏は本臨時株主総会開催日現在 65 歳 9 か月)含まれており当社の役員規程と整合しません。にもかかわらず、木村氏の側から当社役員規程との関係について、一切説明がなされていません。このことも、木村氏が、当社全体の利益という視点よりも、当社を支配するための数合わせのために木村氏を強く影響を及ぼし得る候補者の選定を優先していると、当社取締役会が考えざるを得なかったことの根拠の一つです。

以上

<本プレスリリースの目的>

本プレスリリースは、木村氏の株主提案に対する当社の意見の内容を株主及び投資家の皆様にご説明することを目的としたものであり、当社の株主の皆様に対して、本臨時株主総会における議決権行使に関し、自己又は第三者に議決権の行使を代理させることを勧誘するものではありません。

¹ 両氏の上場前の保有株式数については、当社上場に際しての当社株式の公募・売出しにおいて、投資家に対して交付している「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」135 頁等の公表済みの資料に基づき記載しています。

² 当社上場に際しての公募・売出価格は 1 株あたり 350,000 円、上場時の初値は 1 株あたり 1,260,000 円です(いずれも、その後の株式分割考慮前の価格です。)

³ 両氏の現在の保有株式数については、木村氏が当社に提出した平成 26 年 8 月 22 日付「臨時株主総会招集等請求書」7 頁及び 9 頁(なお、同記載は本臨時株主総会の招集通知に記載する必要があります。)に基づき記載しています。